

平成23年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	助成金支給等に係る経費	担当部局庁	雇用均等・児童家庭局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度・未定	担当課室	職業家庭両立課 短時間・在宅労働課	成田 裕紀 吉永 和生			
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定/雇用勘定	施策名	Ⅱ-3-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する Ⅱ-2-2 労働者が安全で、健康に働ける職場を確保する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・労働災害補償保険法第29条第1項第3号 ・雇用保険法第62条第1項第5号	関係する計画、通知等	・「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定) ・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定) ・第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定) ・社会保障・税一体改革成案(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	1 働き続けながら育児・家族介護を行う労働者の雇用の継続を図るための雇用環境の整備に取り組む事業主に対し、両立支援助成金及び中小企業両立支援助成金を支給することにより、事業主の取組を促進し、労働者の雇用の安定に資することを目的とする。 2 短時間労働者・有期契約労働者の雇用管理の改善のため、正社員との均衡を考慮した雇用管理制度や正社員への転換制度を導入、適用した事業主に対して奨励金を支給して事業主の自主的取組を促進することにより、当該労働者の雇用の安定及び健康管理を推進する。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	1 両立支援助成金(事業所内保育施設設置・運営等支援助成金、子育て期短時間勤務支援助成金)及び中小企業両立支援助成金(代替要員確保コース、休業中能力アップコース、中小企業子育て支援助成金)の支給のために必要な経費 2 均衡待遇・正社員化推進奨励金は、短時間労働者・有期契約労働者の均衡待遇・正社員転換の推進のため、一定の要件を満たした①正社員転換制度、②共通処遇制度、③共通教育訓練制度、④短時間正社員制度、⑤健康診断制度を新たに導入・実施する事業主に対して、制度が適用された労働者が生じた場合に支給する。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算				447	673
		補正予算					
		繰越し等					
		計				447	673
		執行額					
	執行率(%)						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (23年度)
	助成金の支給対象となった保育施設を利用した労働者の利用から6ヶ月後の継続就業率90%以上	成果実績		-	-	-	90%以上
		達成度	%	-	-	-	
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (23年度)
	両立支援助成金及び中小企業子育て支援助成金を支給されたことにより労働者の継続就業を図ることができたとする事業主の割合90%	成果実績		-	-	-	90%以上
		達成度	%	-	-	-	
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (23年度)
	奨励金の支給対象となった労働者の支給から6か月後の継続就業率 90%以上	成果実績		-	-	-	90%以上
		達成度	%	-	-	-	
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (23年度)
	奨励金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合 85%以上	成果実績	%	-	-	-	85%以上
		達成度	%	-	-	-	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	両立支援助成金・中小偉業両立支援助成金の実績の件数	活動実績 (当初見込み)	件	-	-	-	-
				-	-	(-)	(10,511件)
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	奨励金支給件数	活動実績 (当初見込み)	件	-	-	-	-
				-	-	(-)	(2,284件)
単位当たり コスト	- (円/)	算出根拠					

平成23・24年度予算内訳 (労災勘定)	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由
	諸謝金	9	18	非常勤職員の労働局への配置期間の増
	職員旅費	1	2	〃
	委員等旅費	1	1	
	印刷製本費	5	5	
	通信運搬費	1	1	
	雑役務費	1	1	
	保険料	1	3	非常勤職員の労働局への配置期間の増
	備品費	3	0	平成23年度に措置済み
計	22	31		
平成23・24年度予算内訳(雇用)	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由
	諸謝金	270	475	非常勤職員の労働局への配置期間の増
	職員旅費	11	13	〃
	委員等旅費	16	14	調査旅費の減
	印刷製本費	26	29	パンフレットの増
	通信運搬費	8	9	支給申請受付期間の増
	雑役務費	4	6	文書保管期間の増
	借料及び損料	12	16	会場借料の増
	保険料	40	71	非常勤職員の労働局への配置期間の増
	備品費	32	0	平成23年度に措置済み
	賃金	1	1	
	土地建物借料	5	9	建物借り上げ期間の増
	計	425	643	

事業所管部局による点検

	評価	項目	特記事項
算目的状況予	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	—	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検		事業の成果目標が立てられ、実際に執行されている事業の内容が、過去の事業仕分けの結果や横断的な見直し基準等を踏まえたものとなっている	

予算監視・効率化チームの所見

労働者の職業生活と家庭生活を両立させるための制度やパートタイム労働者等の雇用管理改善のための制度を導入し、利用を促進した事業主等に対して助成金を支給するための経費であり、必要性及び執行の観点から予算規模を維持すべきである。

上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)

—

補記(過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)

・両立支援レベルアップ助成金については、平成21年11月に行われた行政刷新会議の事業仕分けにおいて、「事業見直し(21世紀職業財団の活用を廃止)」との評価を受けたため、平成23年9月から同財団の活用を廃止し、都道府県労働局へ移管することとした。

・短時間労働者雇用管理改善等事業交付金については、短時間労働者の雇用管理の改善に取り組む事業主に対する助成金として、(財)21世紀職業財団が支給事務を行っていたが、平成21年11月に行われた行政刷新会議の事業仕分けにおいて、「事業見直し(21世紀職業財団の活用を廃止)」との評価を受けたため、平成23年10月から同財団の活用を廃止し、都道府県労働局へ移管することとした。

・また、同助成金については、平成22年6月に行われた省内事業仕分けの結果を踏まえ、有期契約労働者を対象とする「中小企業雇用安定化奨励金」と整理・統合し、「均衡待遇・正社員化推進奨励金」を平成23年4月に創設した。

・「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、「『同一価値労働同一賃金』に向けた均等・均衡待遇の推進」が記載されている。

・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)において、「非正規雇用対策(正規雇用への転換促進、非正規雇用の待遇格差の是正等)や若者の就労支援の実施を推進します。」とされており、別添1「施策の具体的内容」においては、「□非正規雇用対策の推進・意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用へと移行できるようにするとともに、就業形態にかかわらず、公正な処遇や能力開発の機会が確保されるようになるなど、非正規雇用対策を推進します。」、「『同一価値労働同一賃金』に向けた均等・均衡待遇を推進」、「パート労働者の均等・均衡待遇の推進」が記載されている。

・第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)において、施策の基本的方向として「同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進の取組として、パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の推進など、多様な働き方の雇用の質を向上させるための施策を推進」とされており、具体的施策として「パートタイム労働法に基づく均等・均衡待遇の推進と事業主の取組への支援」「同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇を推進するため、法整備も含めて具体的な取組方法を検討」「パートタイム労働法等関係法令の遵守を徹底させることにより、パートタイム労働者の適正な労働条件の確保」が記載されている。

・社会保障・税一体改革成案(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)において、個別分野における具体的改革として「就労促進」の分野で「ディーセント・ワークの実現」が記載されている。